

## 射水市公共工事一般競争入札実施要領

平成19年3月30日

告示第76号

### (趣旨)

第1条 この要領は、射水市における公共工事の入札において、受注意欲のある業者の入札参加への機会を確保するとともに、より透明性、競争性、公平性を高めるため、一般競争入札を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 一般競争入札の対象工事は、設計額が1,000万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び特殊又は高度な技術等特別な条件が必要と認められる場合はこの限りでない。

### (特定建設工事共同企業体)

第3条 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上の設計額となる工事は、原則として特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による一般競争入札とする。

- (1) 土木一式工事 1億円
- (2) 建築一式工事 1億5,000万円
- (3) 電気工事(建築付帯工事に限る。) 8,000万円
- (4) 管工事(建築付帯工事に限る。) 8,000万円

2 前項に掲げる規模に満たない工事であっても、地域の実情等を勘案し、競争性の確保を図る必要があると認められる場合又は市内業者の技術力の向上に資すると認められる場合には、共同企業体方式を活用できるものとする。

### (入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加できる資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。ただし、共同企業体による一般競争入札の場合はその構成員の資格とする。

- (1) 射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年射水市告示第119号)第1に規定する入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 射水市入札参加資格停止要領(平成18年射水市告示第174号)に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (4) 対象工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できる者であること。
- (5) 対象工事ごとに定める次に掲げる要件を満たす者であること。
  - ア 本店、支店又は営業所の所在地に関する要件
  - イ 有資格者名簿における工種の種類別格付けの等級又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に関する要件
- (6) その他工事ごとに定める入札参加資格要件を満たす者であること。

(入札の公告)

第5条 一般競争入札を実施する場合は、当該工事に係る工事名、工事場所、工事概要、工期、入札参加資格要件等を公告するものとする。

- 2 公告は、財務管理部総務課及び電子入札システム又はホームページに掲示して行うものとする。

(設計図書の配布等)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、必ず所定の期日までに設計図書の配布等を申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

- 2 設計図書の配布等の申請期間は、前条の公告において定める。

(入札参加資格の審査)

第7条 入札参加資格の審査については事後審査を原則とする。ただし、共同企業体の設立を条件とする場合は事前審査とし、申請者は別に指定する期日までに必要な書類を提出(電子入札にあつては電磁的記録が電子入札システムの市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることをいう。以下同じ。)しなければならない。

- 2 事前審査とする場合は、市長は射水市請負工事等入札参加者の資格審査及び指名業者の選定に係る委員会規程(平成20年射水市訓令第25号)に定める資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)にその内容を審査させ、その結果を申請者に通知するものとする。

(入札の方法等)

第8条 入札方法は電子入札とする。ただし、特に指定した場合は、出場入札又は別に定める要領に基づき郵便による入札を行うことができる。

- 2 事後審査の場合、入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内(低入札調査基準価格

を設けた場合は、予定価格と低入札調査基準価格の範囲内)で最低の入札価格及び当該入札をした者を公表した上で、落札候補者として資格審査を行う旨を通知するものとする。

- 3 前項において、落札となるべき価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定するものとする。
- 4 入札執行者が必要と認めた場合、落札候補者は、一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)に当該入札公告で示した書類を添えて、入札日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に財務管理部総務課に提出し審査を受けなければならない。

(落札決定等)

第9条 入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の連絡により通知し、契約に関し必要な指示を与えるものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者を審査の結果、不適格と認めたときは、新たに次の順位者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。
- 3 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと入札執行者が認めたときは、当該落札候補者に対して不適格通知書(様式第3号)により結果を通知するものとする。
- 4 入札執行者は、落札者が決定したときは、次の順位以降の者については、資格審査を行わないものとする。

(対象工事ごとの入札参加資格要件)

第10条 対象工事ごとに定める入札参加資格要件及びこの要領に定めのない事項については、資格審査委員会において決定するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日告示第40号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第110号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年7月1日告示第117号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第55号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日告示第30号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日告示第49号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月9日告示第91号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第52号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月7日告示第238号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(令和2年4月20日告示第144号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第59号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第63号)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、この告示による改正後の第3条第1項第3号及び第4号の規定は、同日以後に入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則(令和4年7月29日告示第141号)

この告示は、令和4年8月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

射水市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
電話番号

印

設計図書配布等申請書

下記のとおり一般競争入札に参加するため、設計図書の配布を申請します。

なお、配置予定技術者については次のとおりです。

記

1 入札番号

2 開札日

3 工事件名

4 配置予定技術者

現場代理人	氏名	
	住所	
	生年月日	
主任技術者等	氏名	
	住所	
	生年月日	
	法令による免許	

年 月 日

射水市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
電話番号

印

一般競争入札参加資格審査申請書

下記工事の落札候補者となったので、入札参加資格の審査を申請します。

記

- 1 入札番号
- 2 工事件名
- 3 施工場所
- 4 配置予定技術者

現場代理人	氏名	
	住所	
	生年月日	
主任技術者等	氏名	
	住所	
	生年月日	
	法令による免許	

- 5 添付書類
  - (1) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し
  - (2) その他

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

様

射水市長

印

一般競争入札不適合通知書

貴社は、 年 月 日の入札において落札候補者となりましたが、入札参加資格審査の結果、不適合と認めたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 入札番号
- 3 工事件名
- 4 不適合となった理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、射水市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において射水市を代表する者は射水市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)